

「施設園芸における台風・強風マニュアル」等使用許諾に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農業振興課(現 農業戦略課)で作成した次の資料に関し、資料の農業現場における活用状況を把握するとともに、農業者等への正確な知識の普及、記載した技術の改善を図るための情報収集を目的とし、県内または県外の公的機関、農業関係団体、企業等が(以下、申請者とする)が対象資料(以下、資料とする)を使用(使用とは、資料の印刷・配布、引用等を指す)する場合に必要な手続等について定める。

(対象資料名)

- ・ 施設園芸における台風・強風マニュアル
- ・ 台風被害を防止するためのチェックシート
- ・ 施設園芸における強風対策技術導入マニュアル

(使用願の提出が必要な事項)

第2条 資料または資料の一部を使用する場合には、申請者は使用許可願を農業戦略課長宛に提出するものとする。使用許可願の提出が必要な事項は、以下に定める。

- (1) 農業戦略課ホームページに掲載されている電子データを利用し、資料を増刷・配布する場合。
- (2) 資料内の図表、文章等を引用し、印刷物の作成または配布を行う場合。
- (3) その他上記事項に関連し、資料の内容の広報または、資料を掲載している農業戦略課ホームページへのリンクを希望する場合。
- (4) 農業者等の個人が資料を個人的に使用する目的で印刷する場合には、使用許可願の提出は必要ないものとする。ただし、部会活動、研究会等で資料を配布する目的で印刷する場合には、使用許可願を提出するものとする。

(使用願の提出方法及び書式)

第3条 使用許可願は別添の様式を用い、農業戦略課に電子メールまたはファックス等により提出するものとする(電子メールの提出先: nougyousen@pref.shizuoka.lg.jp)。

(使用許可の承認)

第4条 農業戦略課長は、提出された使用許可願について、使用目的及び使用内容が適正と判断されたものについては使用を許可し、申請者に対して文書にて回答する。

- 2 使用目的及び使用内容が不適と判断される場合には、使用を許可しないものとし、申請者に文書にて回答する。
- 3 不適と判断される場合または、判断が難しい場合においては、申請者に対して追加の資料提出または内容説明を要求することができるものとする。

(資料使用に当たっての留意事項)

第5条 申請者は、第2条(2)で資料を引用する場合には、『「引用する資料名」(静岡県)を引用』と明記すること。また、配布した資料または写しを農業戦略課に1部提出する。

なお、資料内の本県以外の研究機関の研究成果にかかわる図表または著作物等からの引用資料等の使用許可が申請された場合については、別に検討するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、別に検討する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 6 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 7 月 22 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 8 月 18 日から施行する。